

共済こんなときどうする？

知ってる？共済Q&A



出産・育児をするとき

28歳女性（組合員）。3ヵ月後に出産予定ですが、どんな給付を受けられますか？

育児休業についても教えてください。



出産費／家族出産費が受けられます

組合員本人が出産したときは、出産費が、また組合員の被扶養者が出産したときは、家族出産費が支給されます。

支給額は、本人・被扶養者ともに一律35万円です。このほか、附加給付として本人・被扶養者とも2万円が支給されます。

なお、①妊娠4ヵ月以上の出産は流産・死産も支給対象になりますし、②双生児以上であればその人数分支給されます。③異常分娩の場合は医療の給付の対象にもなります。出産費請求書また

は家族出産費請求書を、共済担当課に提出してください。

また、組合員が医療機関等を受取代理人として出産費または家族出産費を共済組合に事前申請し、医療機関等が組合員に代わって受け取る受取代理制度もあります。

貸付制度としては、出産費／家族出産費の限度額内であらかじめ出産貸付を受けることができます。育児指導書の配布もあります。詳しくは共済担当課におたずねください。

被扶養者認定を申告します

生まれた子をあなたの被扶養者とするときは、出産日から30日以内に被扶養者申告書を提出しなければなりません。

申告が遅れると、その間の子どもの医療費が全額自己負担になることもあるので、共済担当課を通じて期間内に申告しましょう。

出産のため勤務を休んだとき

組合員が出産のために勤務を休み、給料の全部または一部が出なくなったらときは、出産手当金が支給されます。対象は妊娠4ヵ月以上（85日以上）の出産で、分娩の正常・異常は問いません。出産手当金請求書を共済担当課を通じて提出してください。

支給期間 出産の日以前42日（双子以上の妊娠では98日）から出産の日後56日まで

支給額 1日につき給料日額（給料額の $\frac{1}{22}$ ） $\times \frac{2}{3} \times 1.25$

育児休業したとき

育児休業する際には、勤務を休んだ期間について育児休業手当金が支給されます。

<期間>

その子が1歳になるまで。特別の事情（保育所の待機期間、配偶者の病気・死亡など）がある場合は1歳6ヵ月まで（この時期に取得した休業期間はその子が3歳になるまで利用できます）。

<支給額>

支給額は、1日につき給料日額（給料額の1/22）

$\times 1.25$ （手当率） $\times *0.5$ （週休日（土・日）は支給されません）。

育児休業中は共済組合の掛金も免除されます。「育児休業等掛金免除申出兼育児休業手当金請求書」を共済担当課を通じて提出してください。

※このうち20/100の額は、育児休業終了日（または子が1歳に達した日のいずれか早い日）後、引き続き6ヵ月以上組合員であるときに支給されます。

20/100……平成22年3月31日までに育児休業を開始した場合。
それ以後は10/100。